

地方創生対策特別委員会(付託)

令和2年6月29日(月)

[委員会の概要]

井下委員長

ただいまから、地方創生対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○「とくしま応援割」の増額について(資料①)

○令和元年度ターンテーブルの運営状況等について(資料②)

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から、この際1点御報告申し上げます。

とくしま応援割に係る事業費の増額についてでございます。お手元の資料1を御覧ください。去る6月8日から開始いたしました県民限定の宿泊割引制度、とくしま応援割につきましては、6月25日時点で、お申込みが9,205人泊に達しておりまして、当初予定しておりました1万人泊に迫る状況となっております。そこで、さきの経済委員会での御論議を踏まえ、多くの県民の皆様に切れ目なく、県民限定の県内旅行を楽しんでいただけますよう、危機管理調整費を活用し、本日より新たに1万人泊分の事業費、5,500万円を増額させていただくものでございます。

今後、当事業の成果を国が8月にも開始することとしているG o T oキャンペーンへとつなげ、県内観光の再生に向け、しっかりと取り組んでまいります。報告事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

林農林水産部副部長

農林水産部から、1点御報告申し上げます。

令和元年度ターンテーブルの運営状況等についてでございます。お手元の資料2を御覧ください。

まず、1. 概要でございますが、令和元年7月に運営体制の強化と施設のリニューアルを図り、県産食材にこだわったメニューの見直しや様々な企画展開により、特に、飲食部門において利用者数・売上げ共に好調な実績を上げるとともに、テレビや雑誌など多くのメディア露出による効果的な情報発信がなされ、施設運営の成果指標として掲げる施設利用者数等の目標値を全項目で達成いたしました。

具体的には、2. 令和元年度の運営状況でございますとおり、まず、(1)施設利用者数につきましては、目標2万8,000人に対して3万4,360人の実績となっております。

次に、(2)交流イベント参加者数につきましては、目標である3,000人を大きく上回る

1万3,842人となっております。

(3) 飲食・物販部門の売上げにつきましては、目標2億円に対し2億1,263万8,000円となっております。

2ページをお開きください。(4) 県産食材の仕入額につきましては、目標5,700万円に対して1億3,757万6,000円となっております。これは、新たに周辺飲食店等への食材の斡旋・紹介を積極的に展開し、県産食材の仕入れを拡大したことによるものでございます。

続きまして、3. 令和元年度の収支状況でございます。

(1) 飲食・物販部門につきましては、右端の欄のとおり総売上高が7,057万7,000円で、売上原価、人件費等を差し引いた経常利益では578万8,000円のマイナスとなりました。7月のリニューアル以降好調を維持しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、新年会、送別会等の予約キャンセルが相次ぎ、年度終盤にかけて大きく減速したことが原因と考えております。

また、(2) 宿泊部門につきましては総売上高が6,714万7,000円で、人件費、一般管理費等を差し引いた経常利益が695万5,000円のマイナスとなりました。多くの外国人利用を見込むホテルについては新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を特に大きく受け、入国制限等による予約キャンセルが相次ぎ、収入が激減したことによるものです。

このように運営事業者において、飲食・物販部門と宿泊部門の合計で1,274万3,000円の赤字となりましたが、前年度の3,796万2,000円の赤字からは大幅な改善がなされたところであります。

続きまして、4. 令和元年度の成果検証につきましては、食を通じた徳島の魅力発信と交流促進では、レストランにおける県産食材使用割合の引上げやメニュー見直しにより、高品質な徳島の食を強く印象付けるとともに、徳島をテーマとする多彩なイベント開催により徳島ファンが集う交流拠点化を促進しました。その結果、枠囲みの中に記載のとおり目標値2万8,000人を大幅に上回る3万4,360人もの方々に徳島の魅力を体感していただきました。

3ページを御覧ください。メディアを通じた効果的な情報発信では、他のアンテナショップとは一線を画すコンセプトやイベントの積極的な展開による情報発信により、ヒルナンデス、マツコ会議など多くの人気テレビ番組や雑誌などへの露出が増加したところです。その結果、枠囲みに記載のとおりメディア掲載によるPR広告換算額は2億9,782万円、メディア掲載による情報伝達者の想定数は3,607万人となっております。

さらに、施設を拠点とした県産品の販売拡大では県産食材の掘り起こしに積極的に取り組むほか、ターンテーブルを拠点とした商談や営業活動の積極的展開、さらには徳島ゆかりの飲食店とのネットワークを構築しました。その結果、枠囲みに記載のとおり県産食材の仕入額は1億3,758万円となり、県産品の販売拡大に大きな成果を挙げたところでございます。

4ページを御覧ください。5. 令和2年度を取組でございます。

(1) 現状と課題につきましては、グラフでお示ししておりますとおりターンテーブルの売上額について、7月のリニューアル以降、特に飲食部門において右肩上がりとなっていたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、マルシェの運営やテイクアウトでの弁当提供等、施設としての機能を発揮するために努力しております

が、年度終盤にかけて非常に厳しい運営状況となっております。自粛要請等も緩和されたものの、従前どおりの集客回復までには相当の時間を要するものと考えております。

(2) 今後の取組といたしましては、ターンテーブルを核に徳島ゆかりの飲食店ネットワークを構築するとともに、とくしまブランド推進機構との連携による食材の斡旋・紹介を首都圏で積極的に展開し、県産食材の仕入れ拡大につなげてまいりました。今後、ターンテーブルをハブとした面的な取組に展開させ、県産品の販売拡大に向けて取り組んでまいります。さらに、ウィズコロナを見据え、家庭消費の増加やテイクアウト需要の増大等、新しい生活様式に沿った新たなニーズに対応するため、マルシェ機能の拡充を図ってまいります。

これらの取組により、首都圏における情報発信と交流の拠点として、更なる効果の発揮に向けしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

井下委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

井川委員

今も御説明いただきました、事前でも少しお伺いしたことがありますが、ターンテーブルについてももう少しなるべく深く聞きたいなと思います。

コロナ禍の中、ターンテーブルも今非常に厳しい状況であるということは十分理解しているところでありますが、ターンテーブルの運営事業者が去年の夏に替わったということで、真摯に取り組んでいただいているということは何かと心強く感じているところではあります。先ほど令和元年度の運営状況を説明していただきましたが、施設利用者数や飲食物販部門の売上など、四つの数値目標については全て達成されたということではありますが、この内容についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

福岡もうかるブランド推進課長

井川委員から、四つの数値目標についてももう少し詳しくということですので、お答えさせていただきたいと思います。

まず資料1ページ、令和元年度の運営状況の施設利用者につきましては、昨年7月のリニューアル以降、運営事業者において施設の魅力アップに加えまして、新鮮な県産野菜をたっぷり食べられるサラダビュッフェを売りにしたランチであったりとか、メニューの見直しが評判となりまして、12月末まで飲食物販部門で前年同期比141パーセントと好調に推移をしてきていたところまでございまして、目標値を大きく上回る3万4,360人の方々に御利用いただいたというところまでございます。

また、交流イベントの参加者数につきましては、スタヂやなると金時を用いました旬の県産食材フェアというイベントを開催をいたしまして、さらには阿波おどりファンの交流会など99回もの様々なイベントを展開し、目標を上回る1万3,842名の方々に参加をいただいたところまでございます。

さらに、飲食物販部門の売上につきましても、ターンテーブルを拠点としたとくしまブランド推進機構との連携によりまして、商談、営業活動を積極的に行いまして、徳島ゆかりのある飲食店とのネットワークを構築いたしまして、食材の斡旋紹介といったところを精力的に展開し、目標を上回る2億1,263万8,000円を達成したところでございます。

そして、2ページに移りまして県産食材の仕入額というところでございますが、こうしたゆかりの飲食店への食材の斡旋・紹介を積極的に行いまして、目標を上回る1億3,757万6,000円を達成いたしております。

なお、こうした結果の背景には、現在の運営事業者の方が県内産地を積極的に視察をしていただいて、魅力ある食材の掘り起こしに取り組み、また、長年飲食店を経営しているという経歴もございますので、そうした経歴を生かしまして近隣の飲食店への県産食材の積極的な利用を呼び掛けていただいた。こういった御尽力を頂いているというのが大きな要因かと考えております。

井川委員

ターンテーブルは新しい場で頑張っている、コロナ禍の間も本当^かに頑張っていたかと思っておりますけど、ターンテーブルの収支が赤字であったとのことでございます。この赤字は民間事業者が負担するスキームであって、県が補填することはないということは重々分かっていることではあります。県が実質3,000万円の負担をしております。それは何のためかと言ったら徳島県の認知度向上、県産品の販売拡大という施設本来の設置目的でありまして、これがしっかり果たされているかということでもあります。

この点について、県はこの度の成果検証についてどのようにお考えなのか教えていただきたいと思っております。

福岡もうかるブランド推進課長

委員から、ターンテーブルの事業の成果検証についてどのように考えているのかという御質問でございます。

2ページの令和元年度の成果検証、まず、食を通じた徳島の魅力発信と交流促進についてでございますが、リニューアル以降、県産の豚肉であったりとか豊富な根野菜を使った豚汁を中心とした朝食を提供するというところで、県産食材の使用割合を85パーセントまで大幅に引き上げて、徳島の食を強く印象付けたということがございます。

また、ふるさと渋谷フェスティバルなどの地域イベントの出店に参加、こういったことを通じまして渋谷区や地元自治会との連携強化を図りまして、新たな人と人との交流を促進してきた結果、施設利用者数は目標を大きく上回る3万4,360人を達成したと考えております。

次に、メディアを通じた効果的な情報発信につきましては、他のアンテナショップにはないコンセプトでありましたり、渋谷というロケーション、おしゃれな空間デザイン、こういったところから注目度も高まりまして、テレビや雑誌など多くのメディアに取り上げられたところでございます。人気番組のヒルナンデスであったりとか、めざましテレビ、マツコ会議といったテレビ番組をはじめ、様々なジャンルのメディア337件に取り上げられて、PR効果広告換算額では2億9,782万円となりまして、費用対効果の非常に高いも

のと考えてございます。

また、これらメディアを通じまして徳島の情報に触れた人の数、情報伝達者想定数につきましては3,600万人余ということで、本県の認知度向上にも大いに貢献していると考えてございます。

最後に、施設を拠点とした県産品の販路拡大という部分につきましては、とくしまブランド推進機構との連携によりまして、大手飲食チェーン店との取引拡大であったりとか、ターンテーブルを核にした県出身者が経営する店舗、そして県産食材にこだわる店舗による徳島ゆかりの飲食店ネットワークを構築いたしまして、そのネットワークを活用し、阿波尾鶏や春ニンジンといったメニューフェアの開催というのもしております。

こういった取組によりまして、県産食材の仕入額についても1億3,758万円ということになりまして、県産品の販路拡大にも大きな成果を挙げたのではないかと考えております。

井川委員

よく頑張っているなと思います。PR広告換算額というので3億円ということなのですが、これは県が頼んでいたらの話であって、まず、県としては出さないでしょう。でもここまで取り上げていただいているということは非常にありがたいことであって、PRになったということでございます。

施設の運営については、運営事業者であります民間事業者が運営していくということですが、やはり県のアンテナショップがメインではありますので、県も協力していくことが大変必要であると考えております。

そこで先ほども話があった今後の取組、ウィズコロナを見据えた取組について何か考えがあるかお聞かせください。

福岡もうかるブランド推進課長

委員から今後の取組、ウィズコロナを見据えた取組について何か考えはという御質問でございます。

ターンテーブルにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けておりまして、やはり非常に厳しい状況というのが続く中、緊急事態宣言発令以降、賃料の減免措置などをしておりましたが、そうした厳しい状況の中でも緊急事態発令中ターンテーブルでは周辺地域の状況をお伺いし、外出自粛要請などもございまして、地域の皆様が買物に不自由を感じているということをお伺いしたものですから、県のアンテナショップとしての食の発信拠点でもありますので、こうした利点を生かしまして徳島の新鮮な野菜などを販売するマルシェを開催し、地域の皆様に大変喜んでいただいたと聞いております。

そして、こうした取組を通じまして、家庭消費の高まりによるマルシェの需要増など地域のニーズを把握できたと考えておりまして、こうしたニーズに応じて、いかに今後の事業につなげていくのかというのが重要になってくると考えております。

マルシェの実施につきましては、運営事業者においても手応えを感じているところでございますので、更に充実強化させることによりまして、県のアンテナショップとしてより一層機能を発揮できると考えております。

レストランとの連携、近隣出店向けの食材供給、営業拠点としての可能性の広がりとい

うのを感じているところがございますので、運営事業者とも協力し、本県の認知度向上、そして県産品の販路拡大に向けまして、県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

ターンテーブルは、首都圏において本県の情報発信と交流の拠点として、今後もその役割を担っていただかなければならないと思っております。

是非、運営事業者との連携を密にして、徳島県の認知度向上と県産品の販売拡大などにより一層の取組を続けていただきたいと思います。

本当にコロナ禍といえども赤字は赤字です。県も運営者と協力してしっかりと徳島県のPRというのを最大限に努めていただきたいと思います。

ターンテーブルにおいては終わりにさせていただきたいと思うのですが、今朝、テレビで言っていたのは、スタチが3キロただでもらえるというそんな話をニュースでちらっと見たのですが、状況について教えていただきたいと思います。

福岡もうかるブランド推進課長

委員から、現在実施しておりますすだちキャンペーンのことについてお問い合わせをいただいております。

県では、阿波ふうど繁盛店といたしまして、現在6月19日から7月3日までの間なのですけど、繁盛店を中心としました店舗の方々に対して、御参加いただける事業者さんにスタチ3キロを無償で配布して、各店舗でそれを使った料理であるとか飲み物であるとかそういう物を御提供いただく。

そして、それを情報発信することによって集客を図りますとともに、新型コロナウイルス感染症の影響でハウススタチ本来の価格が低迷しているということもございますので、そういった生産者のためにも支援になるということで、やらさせていただいているものでございます。

井川委員

農家の方もスタチに限らずと思うのですが、一生懸命作ってきた素晴らしい農産品が売れないということで大変なことだと思います。繁盛店というふうに書いていなかったら参加できないということなんでしょうか。それとあと、徳島県もいろいろスタチ以外にいろんな農産物がありますが、あとのものを少し教えていただきたいと思います。

福岡もうかるブランド推進課長

阿波ふうど繁盛店、現在飲食店で166店舗の方に御登録いただいております。

基本的にこのメニューフェア、阿波ふうど繁盛店に御登録いただいた方ということですので、これからでも御登録いただければと考えてございます。

今後なのですけれども、今回ハウスすだちを皮切りに始めてございますが、例えば阿波尾鶏であったりとか鳴門わかめであったりとか、そういった県産品を活用したメニューフェアというのも続けて開催できたらと考えてございます。

井川委員

良い試みと言ったらおかしいけれど、スタチも黄色くなったら商品価値がなくなるし、徳島はおいしいものがいくらでもあるけれど、とにかくせっかく作ったものを廃棄するのでは本当に情けない。しっかりと徳島県内のそういう飲食店で使っていただいて、食べた人が、県内の人間がおいしいと思ったら県外の人にも教えていただいて、県外の人にも波及効果があるのではないかと考えますので、しっかりとこの取組を進めていただきたいと思います。

北島委員

私からは、今日は地方創生対策特別委員会ということで各部局の皆さんが集まっておられますので、先ほど報告がありました事業で効果をそれぞれ上げられているという状況の中で、それぞれ単発ではなく相乗効果を狙っていく必要があるのではないかとという視点から申し上げます。

一つは、先ほど井川委員からもありました関連になりますけれども、とくしま応援割が県民の皆様大変好評であるという中で、これは商工労働観光部の施策であるが、多くの県民の皆様が改めて地元徳島の魅力を再確認する機会でもありますし、各部局の事業を絡ませるという意味で、先ほどありました徳島のスタチであるとか、そういった徳島の食をこの応援割の中でどういうふうにPRしていくか、飲食店や生産者の両方の支援にどうつなげるかということとはできないのかなということも考えておりますが、その点についてお答えいただけますでしょうか。

福岡もうかるブランド推進課長

北島委員から、徳島の食をPRし、飲食店や生産者の支援につなげることはできないかということでございます。

先ほどの井川委員の御質問の中でも若干触れさせていただきましたが、県産食材の積極的な活用や郷土料理など、徳島の食を楽しめるお店を阿波ふうど繁盛店といたしまして、現在県内の飲食店166店舗に御登録いただいているところでございます。

阿波ふうどメニューフェアの開催ですとか、ウェブサイトやSNSを通じて情報発信を行い、県産品のブランド化や販売促進に向けて取組を進めているところでございます。

阿波ふうど繁盛店の中には、とくしま応援割の対象となりますホテル内のレストランなども多く御登録いただいているところでございまして、宿泊業や飲食店、そして生産者を結びつける取組として現在すだちフェアを開催しているところでございます。これは参加店舗にハウスすだちを無償で提供いたしまして、各店舗でスタチを使った料理や飲み物を提供していただくとともに、積極的な情報発信を行っていただくことで、飲食店での集客を図る、さらには、新型コロナウイルス感染症での影響で価格が低下しているハウスすだちの消費拡大につなげる、こういったものでございます。

さらには、本定例会の先議でお認めいただいております予算を活用いたしまして、阿波尾鶏でありますとか鳴門わかめなど、本県が誇る豊かで高品質な農畜水産物におきましても継続的に展開してまいりたいと考えてございます。

今後とも、こうしたメニューフェアを通じまして、県民の皆様にも徳島県の食の豊かさを感じていただきますとともに、阿波ふうど繁盛店を核として県産品を扱う飲食店や生産者の皆様に支援してまいりたいと考えてございます。

北島委員

商工労働観光部でのとくしま応援割に対して、農林水産部で販路拡大の取組をつなげていくという状況は分かりました。

今度は逆に、商工労働観光部が農林水産部の事業と連携して生産者を支援するような取組、お考えはございますでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま、北島委員から商工労働観光部でも、部局間連携で農林水産部と連携して生産者を支援することはできないかとの御質問を頂戴いたしました。

県では、これまで農商工連携のもと、魅力ある農林水産業を実現するため、とくしま経済飛躍ファンドを活用し、農工商連携マッチング商談会の開催をはじめ収穫作業車に自動追尾する作物運搬ロボットの開発、鳥獣被害対策のためのドローンによる追い払い実証、農作物の表面殺菌への紫外線LEDの活用など、先端技術による課題解決を目指した取組を産学官連携のもと進めてきたところでございます。

また、県内中小企業をワンストップで総合的かつ強力に支援するため、県と徳島県商工会連合会をはじめとする商工団体などが一体となり、徳島の総力を結集し地域資源を生かした6次産業化を段階的に支援する農商工連携トータルサポートセンターなどにおいて、中小企業の支援に戦略的に取り組んでいるところでございます。

委員のお話しにございました、とくしま応援割の事業効果につきましては、宿泊事業者や観光事業者はもとより、農林水産事業者そして地域経済に波及させていくことが重要であると考えております。

先ほど農林水産部の答弁にありましたとおり、阿波ふうど繁盛店につきましては、今回のとくしま応援割の登録宿泊施設にも数多く登録していただいておりますので、宿泊料のほかホテル内の飲食料もとくしま応援割の割引対象としておりますので、スダチをはじめ県産食材をふんだんに使ったホテルの料理を多くの県民の皆様に楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

商工労働観光部といたしましても、とくしま応援割をはじめ様々な観光施策により県内への観光誘客を促進し、ホテルや飲食店での本県ブランド農産品の消費拡大につながるよう農林水産部と連携して取り組んでまいります。

北島委員

商工労働観光部、農林水産部、是非とも強力なタッグを組んでいただきまして、情報交換を密にしながら取り組んでいただきたいと思います。

最後に、先ほども井川委員からありましたターンテーブルについてですが、そもそもターンテーブルの趣旨というのは食を通じて徳島の魅力の発信、そして県産品の周知というような形が主なコンセプトであると思います。

そういった中で先ほど御報告がありましたように、施設の利用者が3万人を超えるという状況でもありますし、仕入れのネットワークを活用して県産品をどんどん仕入れていただくという事業も、大きな効果を得ているという状況を教えていただきました。

しかしながら、この効果の指標というのはお越しいただいた人数であったり、またメディアへの周知が推定で何万人というのがありましたけれども、それよりどれだけお金が動いたかというのが大きな指標の一つではないかなと思います。

そういった中で先ほどもマルシェの話がありましたが、ここのターンテーブルを核として県産品の販売強化、実際に体験をしていただいておいしいと思ったものをその場で注文できるとか買えるというようなマルシェというようなことは、更に強化していくことが必要だと思います。もう一度この点について詳しくお教えてください。

福岡もうかるブランド推進課長

委員から今後ターンテーブルを活用して食の情報発信をどのように取り組んでいくのかということでございます。

ターンテーブルは首都圏における本県の情報発信、交流拠点といたしまして食をはじめとする様々なイベントの開催を通じまして、集い、体験し、交流することで利用者の皆様に徳島の魅力を発信する、これまでのアンテナショップにはない手法で情報発信に取り組んできたところでございます。

あえて県名を出さないコンセプトであったりとか、奥渋谷のおしゃれなアンテナショップといった施設の特徴が注目を集めまして、様々なメディアにも取り上げられて情報発信が進んでいるところでございます。

委員から御提案いただきました県産食材物産品の販売を通じた情報発信力の強化につきましては、ターンテーブルの機能向上を図る上でも非常に重要と考えてございます。

例えば、ターンテーブルにおいて新鮮な食材を提供できるマルシェ機能の拡充を図って、食を通じた徳島の情報を発信するというのも効果的と考えてございます。

併せて、併設するレストランでの県産食材を味わっていただくということで、県産食材の素晴らしさだけでなく徳島の魅力を体感していただいて、徳島を訪れていただけるきっかけにもなればと考えております。

ターンテーブルは他県のアンテナショップとは一線を画したコンセプトによりまして、実際に触れて、食べて、体感できる交流施設とすることで、食をはじめとする施設機能によりまして、人と人をつなぐ徳島県の認知度向上など、施設の設置目的が果たされるような運営事業者との連携をし、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

北島委員

先ほども御答弁の中で、人と人とのつながりをとというお話がございました。今回のこの特別委員会の地方創生というのは地域の活性化がメインでありますし、この活性化は経済であります。経済というのは人と人、そして官民、いろんな業者・業種が集まって小さくてもそれぞれが良かったというウィンです。

小さなウィンウィンを積み重ねていくということが大きなそれぞれのウィンになりますので、引き続きましてこの委員会に多くの部局が集まっておりますので協力して、またそ

それぞれの施策，アイデアをうまくリンクをさせていただきまして，ウィンを重ねていただいて徳島の経済発展につなげていただきたいと思います。

仁木委員

報告事項に対しまして2点ほどお聞かせいただきたいと思います。まずターンテーブルでありますけれども，この資料を見させていただきましたら，昨年，一昨年よりも非常に効果が上がっているように思いますし，全くいい感じになっているのではないかと評価しております。

何でそう見えるかと言いましたら，2ページ目の部分の(4)のところだと思います。ここで紹介仕入れ額というところが平成30年は0円だった分が，令和元年度につきましては約1億2,000万円というようなところで，この分がいわゆる効果が出ているということが実証される数字になってきていると思うのですけれども，平成30年の時点で0円となっていますけれども，本当に0円なのかというのはちょっと疑問がありまして，算出していなかっただけなのではないのかなというだけなのですけれども，そのあたり0円から1億2,000万円の計上に至った原因について，これまで議論していると思いますから，その点御答弁いただければと思います。

福岡もうかるブランド推進課長

仁木委員から仕入れ額についての前年度の比較について御質問を頂いております。

まず，一番大きい要因といたしましては，昨年7月から経営者が替わりまして，その経営者の方がこれまで長年飲食店を経営していたという経歴がございますので，そういった経歴を最大限活用していただいて，近隣の飲食店の皆様への働き掛けを進めていただいた新しい経営者の方の取組というのが非常に大きな要因と考えてございます。

昨年度の取扱高につきましても，現状はっきりした数値というのが集計できていなかったというのがありますが，それに比べて昨年7月以降の取組の大きさというのが一つの要因ではないかなと考えてございます。

仁木委員

両方とも私が申し上げたことと合っていると思うのですけれども，その中で言いましたら，今までこの数字を出していなかったというのが，本来いわゆる転貸をして年間3,000万円出しているというところの効果が見えていなかったと，これで初めてこの数字を出すことによって効果が一気に見えてくるようになったと思うのですけれども，その点，今後ともこの数字に着目しながら紹介仕入れ額というのを増やしていくということが大事だと思うのですけれども，この点，担当課といたしましてどう思われますか。

福岡もうかるブランド推進課長

委員から頂いた御意見は正にそのとおりだと思ひまして，今後ともこういった取組を通じまして，県産品を取り扱っていただける事業者さんであったりとか，その利用というのはどんどん増やしていきたいと考えております。

仁木委員

この点、事業者のやり方も大事だと思うのですが、ここの部分の数字が上がるようにフォローアップをしていただきたいというのが意見でございますので、是非ともよろしくお願いをしたいと思います。

ターンテーブルは以上ですが、もう一つがこの報告事項のとくしま応援割であります。これもいろいろと議論しておりますけれども、実質事業は非常に良いと理解しておりますので、何も言うことはないのですが、一つ、1万人分を増額していくという間のターニングポイントというか、そういう時期になっているのですが、9,205人分の宿泊の申請を受けているという中で、この内容を検証されていますかということが一つあります。

時間もないことなので、どんどんいかなければいけないのは分かるのですが、例えば宿泊の登録の一覧といいますのは、181の宿泊施設が対象となっていると思うのです。これは毎日増えているかもしれませんが、これの中で、どこに宿泊して何件宿泊したかというのが分かるはずなのです。というのは、宿泊証明書を発行してもらわなければならないからです。

この中で私が危惧するのが再発見ですから、県民の皆さんがいろんな所に偏って行ってくてもいいと思うのですが、事業者にとればどうなのかなという見方もいろいろあると思うのです。その点、偏っていないかということは検証されていますでしょうか。ちょっとお聞かせください。

吉田観光政策課長

ただいま仁木委員から、とくしま応援割の実績等について検証をしているかとの御質問を頂戴いたしました。

とくしま応援割につきましては、部長から御報告がありましたとおり、6月25日時点で9,205名の方から予約申込を頂いているところでございます。

また、宿泊事業者につきましても、181の宿泊施設からお申し込みいただいております。この宿泊の実績と予約の状況でございますけれども、県域3圏域におきまして、例えば県東部圏域につきましては現在宿泊済みと予約済みを含めまして5,800ほどの予約と宿泊済みがございます。

また、南部につきましても1,900ほど、西部につきましても1,381ほど予約がございます。東部のほうが多いのは、徳島市と鳴門市に大型の宿泊施設が集中しているためと分析しておりますが、南部、西部にも多くの県民の皆様が宿泊していただいている状況でございます。県内周遊が進んでいるものと考えております。

仁木委員

こういう言い方をしたら申し訳ないなと思うのですが、今のは地域的なものだと思うのです。県内資本、県外資本で見たときに、そういったところというのは分析されているか教えてください。

吉田観光政策課長

ただいま、仁木委員から県内資本、県外資本とホテル事業者の分析をしているかとの御質問を頂戴いたしました。

資本につきましては、当然各ホテル名も把握しておりますので分かっているのですが、いずれにしても全て徳島県内に所在するホテル事業者でございます。こういったホテル事業者のところに観光客また宿泊客が増えることによりまして、地域経済が循環するものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

仁木委員

答弁として非常に良い答弁をいただいたと思うのですが、ただ、例えばG o T oキャンペーンであれば国の予算でやっていると思うのですが、今回は危機管理調整費から出ているわけで、あとから充填すれば国からの予算になってくるのかもしれないのですが、今の時点では最初の部分で言えば県の予算でやっているわけなので、そこらあたりは県内ですということではなくて、事業者の目線というのも一つ大事なのではないのかなということを私は述べたかっただけでございますから、その点意見として申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

扶川委員

事前委員会で少しお尋ねしたことから、阿波おどりのことなのですが、最近フェイスブックで東新町で小規模な阿波おどりをやってみようと、恒常的にこれからやっていきたいなみたいなことがあったので、アポイントを取ってお話を聞きに行こうとしたのですが忙しくて行けていないのですが、こういう草の根的な取組というのを応援していくことは非常に大事だと思うのです。

徳島市、鳴門市みたいな大きな阿波おどりだけではなくて、今、議論がありましたけれども、元々の盆踊りの文化としての阿波おどりというのを後押ししていくことによって、県内どこに泊っても阿波おどりがあるよと、小さいけれども例えばホテルの広場で踊っているよとか、そういうイメージは誘客にすごく役立つのではないかと私は思うのです。

今、四国の各県とも5,000円を補助するような取組というのは似たような事を行っています。これがG o T oキャンペーンに移った時に、その時こそ、どの県の観光資源が魅力的かということが競われるわけです。よさこいがあったり、阿波おどりがあったりいろいろあるわけですが、この貴重な阿波おどりを全く何も手を打たずにこのままにするというのはおかしいです。阿波おどり会館でやるというのはいいと思うのですが、徳島市だけの話ですね。草の根的な取組について何かお考えはないでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま、扶川委員から草の根的な阿波おどりについての御質問を頂戴いたしました。

本県の阿波おどりは観光戦略上欠かすことのできない最大の観光資源でございます。8月9日の鳴門市を皮切りに、徳島市、吉野川市、つるぎ町貞光、三好市池田町など県内各地で情熱的に繰り広げられ、毎年数多くの観光客が訪れるところでございます。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内各地で阿波おどりの開催中止の決定が相次いでいるところでございます。

一方で、現在は新型コロナウイルス感染症に対しまして国を挙げて感染拡大防止、更には一刻も早い収束に向け全力で取り組んでいるところをございまして、参加者・観客の皆様の安全安心の観点からやむを得ないものと考えているところをございます。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束の状況及び国の感染防止ガイドライン等を見極めながら、新しい生活様式に沿った踊り披露の場の創出に向けまして、踊りの関係団体や市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

また、今回先議でお認めいただきました、スマートライフ先取り！事業者応援事業につきましても、阿波おどりの魅力発信支援としましてプロポーザルにて募集を考えているところをございます。

こういった県の事業を活用していただきまして、阿波おどりの魅力を更に発信していただきたいと考えております。

扶川委員

是非、これはちょっとした一人の思い付きでできるものではないですけど、その地域地域で意欲のある連があるし、踊りたい人がいっぱいいるし、もう練習も始めているというニュースも流れていますし、そういう取組をなんとか応援できないかと思ひます。それにも少し関係しますけれど、一応国のガイドラインでは規模を限れば大丈夫なのですね。

例えば、1,000人以下の施設の利用で50パーセント未満という一応の目安があります。そういうことで、きちんとした施設であれば使えるわけです。

徳島県のあわぎんホールに先週お聞きしましたけど、大ホールが使ってはいけないということになっていないのだけれど、全く数えるほどしか予約が入っていない状況だと。

これは使えるのだ、使ってもいいのだという認識が県民の中に広まっていないのではないかと思うのです。施設によっては駄目なところがあります。私の地元のさくらホールなどは、聞くところによりますと換気が不十分なのだという話でした。

そのあたりを施設ごとにきちんと検証して、ここは大丈夫なんだということを情報発信していかないと、いつまでたっても回復していかないと思うのですけれど、そのあたり積極的に広報していくようなお考えはないでしょうか。

それから今日のあわぎんホールの大ホールの予約状況を教えてください。

永戸総合政策課長

ただいま、扶川委員からあわぎんホールの件についてお問い合わせを頂きました。あわぎんホールの所管は未来創生文化部でございまして、今そういった持ち合わせがございせん。

それから、各ホールの開館状況についての広報ですけれども、できるだけ県民の皆様に分かりやすくお伝えできますように、ポータルサイトなどでも周知を図ってまいりたいと思ひます。

扶川委員

是非、そのようにお願いしたいと思ひます。

それにつけても、せっかく県民の皆さんが前向きにこれからいよいよ人出も出てくると

期待をして、実際に先週あたりは、この前の土日は徳島市の繁華街にも大分人出が回復してきていたということを行っていた人から聞きました。

ところが6例目が出て、この土日はまた冷え込んでしまっているという状況になっているようです。

これに対する対策というのは真剣に考えていかないと、魅力をいくら発信してもお客さんは来ないですね。Go Toキャンペーンに入ってもクラスターから次々感染者が発見されているようではどうにもならないです。

その対策というのを感染症対策の部門と地域振興の部門は一体なのですから、一生懸命取り組んでいく必要があるかと思えます。そこでいくつかお尋ねしたいのですけれど、商工労働観光部が制度の一覧表を作っておられます。こういうものがホームページにも載っております。私のはちょっと色が違いますけど。この中で今回裏表あって、表が個人事業所向けかな、そして裏が生活資金向け、別々ですけど、この中で性風俗に関わる業者や従業員さんが使える制度というのはどれどれか御存じですか、制度を広報されているので説明いただければと思います。

島田商工政策課長

扶川委員から、風俗営業に関する支援制度について御質問を頂いたところでございます。

まず、いわゆる風営法第5条第2項に定める性風俗関係の特殊営業については、国の持続化給付金、持続化補助金、またセーフティネット補助保証をはじめとする保証協会による公的保証の対象外となっているところでございます。

こうした意味で、表面の資金繰りにつきましては対象外であると認識をしているところでございます。

また、雇用調整助成金につきましては、対象となっているところではございますが、その中で様々な条件がありますので、ケースバイケースによると認識をしているところでございます。

扶川委員

ここには載っていませんけれど、個人については子育て中のお母さんに対する支援金、それから今説明いただいた雇用調整の給付金、これも最初は性風俗は対象ではなかったのです。それで全国で批判が巻き起こる中で国も方向転換をして対象とすることにしました。

持続化給付金についても実は性風俗の場合は事業者には雇われている従業員ではなくて、フリーランスみたいな委託契約になっている場合も多くて、そっちのほうが多いというふうに聞きましたが、そうなる個人事業者と認められて対象になるのだそうです。そういう事は現場のほうでは認識されているのでしょうか、広報されているのでしょうか。

島田商工政策課長

持続化給付金については国の制度でございまして、それぞれオンライン申請で受け付けられているところでございます。

なお、その申請に際しまして、より皆さんに寄り添った形で申請ができるように、オンライン申請のできない方につきましては、現在申請サポート会場を県内に6か所設けてい

るところでございます。そこで詳しく説明させていただいております。

また、更に今後もその申請をサポートする体制を充実させるということで、6月下旬から6か所追加をいたしまして、サポートキャラバン隊を作るとお聞きしております。

こうした中で、そういった人が対象になるのかならないのかというのを手厚く商工関係団体と共に周知しているところでございます。

扶川委員

今の議論があった宿泊の時の補助金・給付金みたいな制度を性風俗に使うわけにはいかないですね、どんどん性風俗に使って下さいみたいなことになる。そこに一つの壁がある、あっていいものかどうかという議論をしたいと思います。

そもそも大本の話として、この地方創生、地域の活性化、まちづくりを考えていく上で商工労働観光部としては性風俗というものはどういう位置付けなのですか。この街に必要なものという認識なのですか、それとも必要ではないですけれども仕方なく認めているという認識なのですか。

島田商工政策課長

ただいま、扶川委員からいわゆる性風俗についての位置付けについて御質問を頂いております。

この業界が必要であるかどうかにつきましては、答弁を控えさせていただきますが、国の持続化給付金、持続化補助金やセーフティネット保証の対象外となっているところがございます。梶原経済産業大臣が国会の中でも、風俗業者が持続化給付金の対象外となっている理由を問われた際に、社会通念上公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくいといった考えの下、これまで一貫して国の補助制度の対象とされていなかったことを踏襲し、対象外としていると答弁をされているところがございます。

ですから、こうした国の方針の下で委員がお話しの業種につきましては対象外としているところがございます。

扶川委員

そもそも風営法の中で、これを全部読んでみましたけれど、普通の風俗店、普通と言ったらおかしいですけど、要するに性風俗以外のところは許可制なのですね。警察、公安委員会の許可です。

ところが性風俗は届出制なのです。何で届出制になっているのかという事をネットで調べてみますと、許可という形になると国家として性風俗を完全に合法的なものとして認めてしまうことになる。ああ、なるほどそういうものかなと思いました。

しかし、例えそうであっても、現に存在しているものを無いように扱っていたのでは問題が解決しない事はいくらでもあります。

例えば、そこで働いている人たちは現に生きて生活をしていかななくてはいけないわけで、生業なので職業に貴賤なしきせんと言われる中で生きていく権利を保障しなければいけないです、無視するわけにはいかない。

事業者だって新型コロナウイルス感染症の時代に全部潰れてしまえばいいのだという対

応で本当にいいのか、持続化給付金の対象にしてくれという申入れを国に対して中小企業庁に対してしたなどというニュースも流れておりました。これはまだ実現していませんけれど。

そういう観点でいくと、どこかで線を引かなくてはいけないのだけれど、確かに積極的な投資はできないけれど事業者に対しても最小限のフォローはしなくてはならないと思います。

例えば、性風俗のネットなどで情報を見ますと、私は利用したことがないので分かりませんが、施設型の性風俗というのは性病予防のための気遣いは非常にしていると、そういうふうな話がありますが、それでも今までは空気感染、エアロゾルによる感染というのは想定していなかったですね。

今回はエアロゾルによる感染がありうるわけで、業界の中ではマスクをしているとか手洗いの励行などをしてはいますけれど、ウィズコロナ、県が今回支援しようとしている中には換気扇の整備とか、それから空気清浄機、殺菌ができるような空気清浄機、それから非接触型の体温が測れるような装置、こういう物が対象になっていると聞きますが、こういうものは例えば性風俗の施設に導入すれば少しでも感染予防に役に立つのではないかと私は思います。

今まで、新型コロナウイルス感染症に対して感染予防が不十分だった点があるのであれば、性風俗の業界だけ別にするというのはおかしいと思うのです。そこで働いている人たちのリスクが上がってもしょうがないのかなというふうに行政は考えたことになります。私としては少なくとも感染予防、これからの感染者を増やさない対策としての支援はそこにしていいのではないかと、そういうことからウィズコロナの県の制度が性風俗の関係が対象になっていないのが解せないのです。その点については対象にしてはどうかと思うのですが、いかがですか。

島田商工政策課長

ただいま扶川委員から、この度のWITH・コロナ新生活様式導入応援助成金の対象について御質問を頂いております。

助成金の対象外とした理由につきましては、先ほど答弁しましたとおり、梶原大臣の、社会通念上公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくいといった考えの下に、これまで一貫した国の補助制度の対象とされていなかったことを踏襲し、対象外としているという答弁を受けまして、国の方針を基本としたものでございます。

なお、今回新たに6人目の陽性の方が出られたわけではございますけれども、今後第2波、第3波を防ぎながら社会経済活動を維持していくためには、3密の回避、手洗い、咳エチケットの徹底、マスクの着用や人との間隔を2メートル確保する、また発熱などの症状がある場合の療養といった、新しい生活様式スマートライフを県民生活の新たな日常として定着していただく必要があると考えています。

このため、県対策本部会議では緊急事態宣言が全面解除されました5月25日に、県民や事業者の皆様と一体となって感染拡大に取り組むべく、とくしまスマートライフ宣言を発表し、県民や事業者の皆様はその実践を呼び掛けているところでございます。

そして、県のポータルサイトの掲載や広報紙などあらゆる広報媒体を活用し、周知啓発

に努めているところでございます。

今回、陽性が確認された方が勤務する風俗業に、直接対象とした業種別ガイドラインというのは作成されていないわけでございますけれども、先日26日、担当する部局からこうした密着した接客を行うなど、感染リスクが高いと考えられている店舗に対しまして、このとくしまスマートライフ宣言とともに、3密の回避、顧客の連絡先の確認、発熱などの症状がある場合に接客させないなどの従業員の健康管理などの対応を求める文書を直接送付されて、感染拡大予防の取組を実践いただくよう要請がなされたというところでございまして、こうした取組で公衆衛生上の感染拡大については取り組むべきと考えております。

扶川委員

今おっしゃった通知ね、私も金曜日に通知を出すというので、頂けたらファックスをくださいと申し上げていたのだけれども頂けなかった。多分、遅かったのだろうと思うので土曜日に県庁に来て頂きました。

確かに、記者会見で知事がおっしゃったような内容、今おっしゃった内容をそのまま通知に書いてございました。スマートライフ宣言についてもおっしゃるよう書いてありますね。このスマートライフ宣言を付けてこの通知を送っている。

ただ、これ性風俗に送っているのですよ、3密の徹底回避なんてできる業界ですか、私も行ったことがないのですけれど、ネットを見ればどういうプレイをするかまで詳しく書いてあります。

議事録に残るから言いませんけれど、永久に残りますからね。だからこれは無理ですよ、3密回避なんてできません。

3密ではなくて、特に体と体の密着を前提として成り立っている業種でしょう。その業種にこれに取り組んでくださいということは、もうこの仕事を辞めなさいということに等しいです、絶対できません。

ですから、私は土曜日に行ったときに何を言ったかということ、性風俗業界全体に休業要請をしてください、それで潰れてしまいそうなところは相談を受けて、あるいはそれで食べられなくなるような女性には相談を受けて、最後のセーフティネットでは生活保護という制度もあります。その中で次の業態に変わっていくという人がいれば、どんどん後押ししてあげればいい。そこまで踏み込んだ対応をしないと、これでは県として何かしましたよとアライヴづくりに終わっているのではないかということをおし申し上げているのです。

この問題は6月12日の防災・感染症対策特別委員会で委員外発言をしまして、この問題だけ15分やりました。このままだと大変なことになるよ、ここで新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したら私は知事の責任と考えます、すぐに動いてください、手を打ってください、第2波に向けて根本的な対策を考えてください。

その中で提案したことの一つは接触確認アプリを義務付けるぐらい、しっかり警察と一緒に行って指導していただくようなことをお願いしたわけです。それについては入っていますね。それから顧客の連絡先の確認については、これも取組例となっていますから、義務付けではないのです、どこまでやれるかというのが非常に問題があると思います。

ここで聞いても分からないと思うので意見だけ申し上げますけれど、風俗に行った記録を実名できちんと書いてもらおうとか、免許証を渡して、身分証を渡してコピーをとっても

らうとかいうようなことをやったら、お客さんが行けるだろうかという疑問があります。

もしそれをやってくれたとして、この業界というものが体質上きちんとその個人情報、非常にセンシティブな情報を絶対に迷惑をかけないような形で管理してもらえるのだろうかという心配もあります。この点については私はどうかな、やらなければしょうがないのかな、そのリスクを覚悟で行く人だけ行けばいいのかなと思ったりもしますが、これも疑問であります。

とにかく一言で言うと、この通知は県のアライブづくりにしか思えないのです。もう一歩踏み込んだ対策が要りますが、その点どうお考えですか。

島田商工政策課長

扶川委員から、危機管理環境部から出された通知について御質問を頂いているところでございます。

この通知文につきましては、危機管理環境部の危機管理政策課長名で出されたものでございまして、商工労働観光部の所管外でありますので、具体的な答弁は差し控えさせていただきます。

扶川委員

そうですね、明日、防災・感染症対策特別委員会のほうで委員外質問させてもらおうと思います。

ただ、これは6月12日の委員会でも散々申し上げましたけれど、聞いても、県として一体どういう所がどういう責任を持って、この性風俗業界に相對しているのかという具体的な名前が出てこなかったのです。

県警が風営法を所管していますよ。それは風俗の施設に許可を出したり性風俗の届出を受け取って許可みたいなものですが、それをするのが仕事です。違反をしていたら罰則も課せられますけれど。

今回の新型コロナウイルス感染症対策のようなことを一体誰が責任を持ってやるのか、部署がないのです。今回危機管理政策課が担当するということは、県庁としてはこの業に対するあらゆることを危機管理政策課がやると決まったのですね。

島田商工政策課長

ただいま、風俗店に対する所管はどの部局となるか御質問を頂いたところでございます。

県においては、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置されました徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部において各対策の内容を決定し、実施することになると認識をしております。

所管部局と問われれば対策本部と答えざるを得ないわけですが、具体的に実施する対策につきましては、いわゆる風営法の運営については先ほど委員のお話にありました県警察本部、PCR検査体制や陽性事例、感染症の入院調整などにつきましては保健福祉部、その対策本部の運用については危機管理環境部であると、危機管理環境部から聞いております。

それぞれが担当すると認識をしております、商工労働観光部としては公衆衛生上の対

策を担当する所管部局ではありませんので、事業者の業と雇用を守ることで力強い経済再生に向け取り組む部局であると認識をしております。

扶川委員

だから、先ほどそうだろうと思って、ここでお尋ねして回答を頂けるかなと思ったらウィズコロナかなということ、それはせめて適用できませんかということをお尋ねしたのです。

今の御答弁では、国の方針に沿ってこれは適用しませんということですが、性風俗を利用される方も県民であるし、あるいは県外から来られたお客さんであるし、その方々の健康を新型コロナウイルス感染症から守るという感染予防の観点では、性風俗を飛ばしたら駄目です。

施設基準も何も無いということは、保健福祉部のほうでも聞きました。だからそのあたり、浴場の場合は浴場法に係るそうですけれども、もう少しこういう盲点になっているような性風俗の業界については国でも法律を整備する必要があるし、県でもそれと整合性のある条例を作って踏み込んだ指導ができるようにするべきだと私は思います。それをまた今後取り組んでいただきたい。あるいは意見を挙げていただきたいと思います。

それでは、最後に時間が若干ありますのでお尋ねしますが、私は、徳島県がv s 東京で勝負できるものとして、これも事前委員会で申し上げましたが、やっぱり自然であり農業である。その農業の行われる農地に耕作放棄地が非常にたくさん存在している。これを生かさないことには徳島の優位性というのは発揮できないだろう。耕作放棄地の現状とそれを利用するときに営農型の太陽光というのがあって、農地として保全しながら太陽光の発電の設備を乗せる、そのことによって採算を取って荒地にさせていかないという方法もあると聞いたのですが、このあたり、数値を教えてください。

宮本農林水産政策課長

ただいま、扶川委員より耕作放棄地に係る御質問、更に営農型太陽光発電の設置に係る部分について御質問を頂戴しました。

まず、手元にございます資料で、若干年数は古くなりますが、耕作放棄地面積に関して2015年のセンサスのデータがございます。

徳島県全体では4,577ヘクタール、県下全域で2015年時点で耕作放棄地がこれだけあるというデータがございます。

委員から御質問を頂きました営農型太陽光発電を有効活用してはどうかという御質問に対しまして、まず耕作放棄地、荒廃農地につきましては後継者がいない、あるいは営農に適さないなど様々な要因で耕作がなされていない状況となっているところでございます。

こうした農地におきましては、太陽光発電を設置する場合には当該農地を耕作する担い手がない、あるいは条件が悪いので借り手も見つからないなどの理由で、営農の適切な継続を前提とした営農型太陽光発電設備の設置はあまり行われていないという現状でございます。

具体的に申し上げますと、優良農地以外の農地でありましたら転用許可によりまして雑種地に地目を変更しまして、こちらで太陽光発電設備を設置することが法律上認められて

ございますので、そういった形での対応をする必要があると考えているところでございます。

扶川委員

営農型のものはゼロではないのですよね。今回すぐに数字が出てこないかもわかりませんが、その耕作放棄地がどれだけ農地でなくなってきているか、太陽光に変わってきているか、そのあたりは量的に把握されているのであれば報告していただきたいのですが、分からなければ、また次回でいいのですけれど分かりませんか。また是非教えてください。

もちろん優良農地はずっと使えなくしてしまうような雑種地に変えたり、そこにコンクリートを敷いたり碎石を入れたりしてしまうとどうしようもないので、何とか農地として保全していかないと食料安全保障の面からもまずいと思います。

だからそういう所でも木が生えて、根を張って、もう一回開墾し直さないといけないようになってしまいそうな所はないのか、そこらあたりはきちんと把握をして、そうならない手を打たないといけないと思うのです。

その一つの方法として、営農型の太陽光というのはありなのではないかなというのが私の発想なのです。杭を打つ、抜くだけ、足元には農業するわけですから荒れない。その営農型の太陽光を導入するハードルが少し高いのではないかなという疑問を持っていました、その点は今後、現場などを見せていただいて取組状況を見て、制度改良が必要だったらまた議論をしていきたいと思います。

何につけ徳島県では高齢化が進んで、ただでもいいから借りてくれ、近隣に迷惑をかけるから草が生えて生えてどうしようもない、私の地元の板野町でも、誰かこの畑を借りてくれる人はいませんかということで、あるいは買ってくれる人はいませんかという相談を受けています。売れないですよ、ただでも買わない、借りない。隣の畑の人が、自分の持っている土地だけでも持て余しているのだと言っていました。

その農業の現場の状況を踏まえた効果的な対策というのをこれから真剣に考えていく必要があるのだということを、これから私も勉強しますので一緒に議論していきたいと思えます。

井下委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(11時52分)

井下委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時02分)

質疑をどうぞ。

重清委員

午前中の議論についてお聞きします。

確かに県外とか交流が始まって、今日も内妻海岸でサーフィンをする方がたくさん海に入っております、結構人が交流しているなど思うのですけれど、先ほども言ったように

阿波おどりとかがいろんな盆踊りとかがあるのですけれど、室内だったら1,000人以下とか定員の半分にするとかあるのですが、外での場合のガイドラインは一体どうなっているのかなと思います。

海水浴も、ある県では1メートル以内に印を付けてとか難しいようなんですけれど、徳島県は一体どうするの、もうすぐ海水浴が始まるのですけれど、一体どんな状況かと。ここで聞いていいのか分からないのですが、分かったら教えてもらえますか。

吉田観光政策課長

ただいま、重清委員から海水浴の状況について御質問を頂戴いたしました。

県内の海水浴施設につきましては、市町村で海水浴場の海開き等をしているところですが、現在のところ多くの海水浴場が中止という状況になっているところでございます。

こちらに関しましては、3密の回避と海水浴場を運営している事業者のためのガイドラインの策定が難しいためだと認識しているところでございます。

重清委員

それでは先ほど言った海水浴場をそういうことで市町村に任せて、国とか県はまだガイドラインはないのですね。各市町村で作って判断してやりなさいと。そうしたら先ほど言った阿波おどりとか、小さい集会、外での集会、祭りも一緒なのですけれども、密になって、今コンビニに行っても1メートル位間隔を空けるように印とかいろいろあるのですけれど、あのようなイベントは一体どういうふう基準というか、今どうなっているのか、きちんとした基準を市町村に出しているのかと思って。

それを基準にして、今中止が決定しているのであれば、ずっと中止になるのかなというように、秋になって1年たってもそこは今と変わるのかなというのがある、何を待たせたらいいのかというのが分かったら教えてください。

吉田観光政策課長

ただいま、屋外でのイベントのガイドラインについての御質問を頂戴いたしました。

国の基本対処方針につきましては、6月19日以降は屋内屋外とも1,000人以下または定員の50パーセント以内、また7月10日からは更にこの基準が緩和されまして屋内屋外とも5,000人以下または定員の50パーセント以内と国のほうからお示しいただいているところでございます。

また、こちらは経済活動を段階的に再開するに当たっての基準であり、8月1日以降は感染状況等を検討しまして、改めて国から通知が出るものと認識しておりまして、今後新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を踏まえ、屋外等のイベントにつきましても検討してまいりたいと考えております。

重清委員

屋外イベントとかであれば、例えばマラソン大会であれば半分だったらかまわないという話なのか。間隔を何メートル空けてとか、屋外で走るのであればそういうふうな50パーセント以下とかあるのですか。

岩野にぎわいづくり課長

イベントにつきましては、現在、屋内屋外それぞれに1,000人でございますが、屋外に関しましては十分な間隔を空けるようにという基準が出ております。できれば2メートルという基準になっております。

7月10日以降につきましては、屋内50パーセント以内で5,000人の規模、屋外については十分な間隔、2メートル空けつつ5,000人を上限という目安が出されております。

8月1日以降につきましては、屋内50パーセント以内で上限は無し、屋外については十分な間隔、できれば2メートルで上限無しという形で、今、重清委員から例えばマラソン大会はどうかというようなお話も頂戴したところでございます。

マラソン大会につきましては、我々もとくしまマラソンを例年3月に開催させていただいているところでございますが、マラソンは現在ロードレースについてのガイドラインがまだ日本陸上競技連盟から示されていない状況でございます。

しかしながら、現在スポーツイベントの実施における感染予防の指針として、公益財団法人日本スポーツ協会により、スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドラインというものが作成されて示されているところでございます。

このガイドラインでは、基本的にスマートライフと同じように手洗いの徹底や密の回避、基本的な感染予防の拡大が載っておりまして、イベント主催者が遵守すべき事項や参加者が遵守すべき事項などが具体的に示されているところでございます。

こういった状況もございまして、また改めてガイドライン等が示されましたら、そういった内容も含めまして、また感染拡大の状況も踏まえながら検討を進めたいと思っております。

重清委員

多分、県は3月だけど、それ以外に各市町村の計画しているマラソン大会はもっと早い時期にあるのですよ。もう抽選の締め切りの時期が来ています。もうそろそろ決断しないと。

その時に今の状況だったらできるかできないのか分からない。何を基準で判断したらよいか、何もかもがちょっと分かりにくくて、再開するときイベントやスポーツ大会をどういうふうにしたらいいかが分かりにくくて、どこまでこれをやっていくのか市町村は分からないような状況になっている。だから今は簡単に全部中止しますとなっているのです。

そこは早く国なり県なりが示せるのであれば示していかないと、再開は恐らく1年たとうが、2年たとうができないという話でしょう。

どういう基準かというのが分かりにくい、確かに野球にしてもあんな広いところに何人までという厳しい制限があるのかなという、ちょっとそのあたりをきちんとしないと、意外とこうやって各市町村のイベントなどもそこまで来ている。

祭りも全域で中止になっていっているのだけれど、なんか基準が分かりにくいなということがよく出てきていますので、それと多分イベントやるのはここかどこか分かりませんが、障がい者施設がいろんなイベントに提供してくれたりしていたでしょう。それを中止するといったらその部分をどうするのか、イベント関係は予算枠で確保できているの

かと思うのですが、ここは恐らく文教厚生委員会のほうと思うので答えは要りませんけれど。

こういうふうなのは、今、新型コロナウイルス感染症対策でいろんな対策を講じているのですけれど、全てできているのかなというのはいろんなところであるので、まず一番大事なのは再開をどうやっていくか、単純に阿波おどりだから、盆踊りだからとそんなに簡単にできないですよ、しますと言ったら人がいっぱい来ますよ。

それが1,000人だったらかまわないのかと、それで開いていくのですか、みんな開けなくて困っているのですよ。

そこはきちんともう少し対策会議があると思いますけど、いろいろ検討していただきたいと要望して終わります。

高井副委員長

私からも何点かお伺いします。

今の重清委員のお話と随分関係するのですが、新型コロナウイルス感染症のことで地方創生自体の戦略に大きな転換が必要になってきています。

特に、にぎわいづくりは徳島県が積極的に取り組んでこられて、その柱にマチ★アソビであったり、阿波おどりであったり、とくしまマラソンがあったわけですが、それがこの度全て中止になったということで、にぎわいづくり戦略というのを新型コロナウイルス感染症後のポストコロナ、ウィズコロナの中で大きくまた作っていかなくてはならない状況が来ているのだらうと思います。

今おっしゃったように、来年に向けたある種の基準づくり、第2波が確実に来るのではないかということを経済管理上も危機意識を持つ中でそれでも経済を戻していくという、正にブレーキを踏みながらアクセルを踏めるところでは踏んでいくという両方の戦略を進めているわけでありますので、大きく県としてもにぎわいづくりをこれからどうしていくのかということをしっかり考えていかなくてはならないと思うのですが、この点において、なかなか回答はすぐには難しいかもしれません、大きな戦略的な方向作りに向けて是非知恵を絞っていただきたいと思います。

具体的には知事が本会議の御答弁の中で、eスポーツの件を触れられておりました。8月中旬ですか、eスポーツの大会をやっていくと。このeスポーツなども以前はスタジオとか舞台でやることもあるのだらうと思うのですが、主には各それぞれにオンラインで参加してもらおうということになるのだらうと思いますので、にぎわいづくりという点では、集客してやる戦略というのは一つ大きな転換期が来ているのだらうと思います。こうしたことを踏まえた上で、徳島県と徳島のにぎわいづくりについて戦略的なことを聞かせていただきたいと思います。

島田商工政策課長

ただいま、高井副委員長から徳島のにぎわいづくりの戦略について御質問を頂きました。

徳島駅前周辺のにぎわいづくりにつきましては、副委員長のお話のとおり、県はこれまでマチ★アソビ、とくしまマラソン、更には秋の阿波おどりやぷち★アソビと連携した冬の阿波おどり等、阿波おどりの通年化といった集客力の高いイベントの実施により、徳島

駅前周辺、その周辺部分についてのにぎわいづくりに積極的に取り組んできたところがございます。

さらに、お話のあったeスポーツは茨城の国体から文化プログラムに採用されるなど、東新町のアーケード街でも実施されているところがございます。新型コロナウイルス感染症と共生いたしますWITH・コロナ時代を迎えまして、こうした様々なイベントの開催につきまして、スマートライフを取り入れて、いかににぎわいの創出につなげていくかにつきまして具体的なものは現在持ち合わせておりませんが、徳島市とも十分知恵を出し合いながら協議を重ね、ソフト事業の充実を図っていきたいと考えています。

高井副委員長

今、徳島市とも協調しながらという御答弁、島田課長からございましたが、本当に私も新型コロナウイルス感染症の後、そごうの退店の期日もだんだん迫ってきております。

そういう中で、文化ホールの事もそうですが、非常に大きな仕切り直しというか、いろんな形の戦略の転換と見直しと一緒に方向性を作っていく一つのチャンスでもあると思いますし、また知恵を絞ってやり直すという危機感を持ってやるべき状況が来ているのではないかと思います。

いろんな意味で市と協力もしながら前に進めるべきことを、県都の顔がしっかりと体制を取っていけるように、是非、頑張ってくださいというふうに思っています。

そこで、先ほど報告があったとくしま応援割の件なのですが、これも非常に要望が多いということで、私も大変ありがたく思っております。

また改めてこの事業費の予算を2倍付けていただいて、ニーズがあると県民も喜びますし事業所も喜んでいるということで、私も要望した立場としては非常に嬉しく思います、ありがたく思っています。

ただ、県民のための県内の宿泊は喜んでいるのですが、先ほど来お話がありましたG o T oキャンペーンにいよいよつなげていくという話の中で、今の東京等の感染の増加状況並びに第2波ではないかと言われつつもそうではないと、また緊急事態宣言が再度出される可能性もいつかはゼロではないのではないかと、いろんな危機管理の時は非常に悲観的なシナリオというのも常に頭に入れながら前に進んでいかななくてはならないと思います。

悲観的なシナリオを描いていて、そこに悲観的にならなければそれでOKですし、第2波が来なければいいのですが、来るということも想定に入れた上でいろんな対応を準備していただきたいと思うのです。

特に今、国のほうも準備中で詳細はまだまだの部分もありますが、G o T oキャンペーンで8月ぐらいから少なくとも県をまたいだ往来であったり、全国的な移動がこれから増えてくるように思いますし、いざG o T oキャンペーンが始まると正に県外の方が来ればまた第2波に向けての危険度は高まってまいるだろうと思います。

そういう中で、なかなかこれも難しいと思います。すぐに回答はできないかもしれませんが、この来るべきG o T oキャンペーンとか、宿泊の振興に向けて感染防護策と経済を成り立たせる両輪のところをどういうふうに進めていくのか、もう一つ言えば、8月以降は県外の往来をどんどん進めていくという形になっていくのかどうか、そうしたことも今

のお考えで結構ですので、教えていただきたいと思います。

吉田観光政策課長

ただいま、高井副委員長から、G o T oキャンペーンと新型コロナウイルスの感染防止にどのように両輪として取り組むのかとの御質問を頂戴いたしました。

高井副委員長のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症によりまして大きな影響を受けました観光飲食業を支援するG o T oキャンペーンにつきましては、国が8月上旬の開始を目指しているという報道もございます。

また、そういった中、新型コロナウイルスの感染につきましても未だ東京では収束という状況ではございません。

こうした中、どのように観光誘客を進めていくかということですが、今後、経済活動を段階的に再開するという状況でございますが、8月1日以降が本格的に経済活動を再開することになります。

本県といたしましても、6月補正予算で新しい生活様式に対応するための補正予算も組ませていただきまして、ホテル事業者や観光事業者はもとより、中小企業者がウィズコロナの時代に生き残れるような予算としているところでございます。

今後、8月上旬にG o T oキャンペーンが開始されますが、県といたしましてはホテル事業者や観光事業者がこういった新しい生活様式に適応した体制を万端整えていただきまして観光誘客に努めるとともに、また危機管理環境部とも連携しまして新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

高井副委員長

よろしくお願ひしたいと思います。徳島県もいち早くとくしまアラートという基準も設けたり徳島県版の感染症対策専門会議というものも作っておられますので、いろんな状況の変化に応じて、是非こうしたところにも相談を持ち掛けながら、できるだけ万全を尽くしていただきたいと思いますし、常に悲観的シナリオというものも念頭に置きながら、目の前の対策に取り組んでいただければありがたいと思います。

最後になりますが、先ほど来報告がありましたターンテーブルの件です。

ターンテーブルは私も非常に注目をしてきましたが、先ほど井川委員や北島委員からもお話がございましたとおり、結果として今見れば本当によく頑張ってきたと思います。

1月、2月、3月が非常に厳しい状況にあるということを知っていましたので、このぐらいの赤字で収まったということ、それは今まで非常に努力もしてこられたことだろうと思いますし、これからも先ほどお話がありましたようにマルシェの点や飲食店の件でも頑張っていくということで、是非引き続きこのいろんな県産食材への応援もしてほしいと思います。

県としても、今まで食材を一括で送ったりするような形で輸送費を軽減するなどいろんな応援をしてきたことも大きく功を奏しているのだろうと思いますし、この厳しい中ではありますが、是非知恵を絞って引き続き頑張してほしいと思います。

そんな中で、1点だけ私が懸念があるのは宿泊部門です。昨年度、平成30年度を見てみると、飲食部門は令和元年の4月から6月期で3,600万円の赤字でしたが、宿泊部門では

この2ページにもあるとおり3,142万円の黒字が出ていたということで、前任の経営者の場合は宿泊がかなり引っ張っていたという部分がありました。

しかし、それから後もいろいろとよく頑張っておられるのですが、インバウンドがかなり厳しい、新型コロナウイルス感染症の事で海外の渡航ができなくなってから、非常にその部分が大きかった宿泊部門は厳しい状況になっていると思いますし、飲食は戻ってくるよう頑張っておられますが、やっぱり宿泊の部分はこれからも国外のほうはなかなか難しいだろうというふうに感じます。

特に、世界では今、新型コロナウイルス感染症が1,000万人を超えたという状況で、まだまだ拡大している中でありまして、国もまだまだ国際線を開くということにはちょっとすぐには念頭にはない、局部的にいくつかの所から開けていくということになるのでしょうか、非常に先々を見通すと厳しいのではないかと思います。

そこで、飲食もそうですが、宿泊部門についても戦略転換が必要ではないかと考えているのですが、この点は何か事業者さんと話しておられますでしょうか。

福岡もうかるブランド推進課長

高井副委員長から、ターンテーブルの宿泊部門についての御質問を頂いております。

渋谷という人気エリアに位置しまして、旺盛なインバウンド需要を取り込んで宿泊者数は堅調に推移をしておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の防止のための入国制限もございまして、外国人旅行者が激減をしております。

また、それに伴いまして宿泊予約もキャンセルが続出して、非常に厳しい状況が続いているというところです。緊急事態宣言の発令後、宿泊部門につきましては4月10日から臨時休業をさせていただいているところございまして、現在におきましても多くの国において海外渡航制限でありますとか、外出禁止などの措置が取られていること、また、世界的にも旅行需要が停滞しているという状況にもございますので、再開の時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の推移とともに今後の動向を注意していく必要があると考えております。

高井副委員長

今、臨時休業中というお話がございましたが、恐らく固定費とかはずっと掛かっていくだろうと思いますし、せっかくここまで頑張っておられて、また来年度の決算とか中間決算も多分委員会のほうにも御報告があるのだと思いますが、その時に4月、5月、6月は飲食・宿泊は全国的に非常に壊滅的な状況だろうと思いますので、非常に赤字が懸念されることもあると思います。

それは新型コロナウイルス感染症の対応で仕方がないことですし、また宿泊部門も新しい戦略に向けて一緒に取り組んでいただきたいと思いますし、期待をしておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

井下委員長

他に質疑はございませんか。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、達田議員から発言の申出がありました。この発言を許可したいと思います、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、達田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり一日につき答弁を含め、概ね15分とする申し合わせがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

達田議員

発言の機会を頂きましてありがとうございます。

先日、経済委員会でお尋ねしたことに関連するのですけれども、今日、とくしま応援割の増額ということで資料を頂きました。先日委員の皆さんが要望したことが早速実ったということで素早く対応していただいたなと思っております。

それで、今まで1万人分だったのが、また更に1万人ということで倍になるわけですが、この事業費の増額の内訳を見ますと5,500万円が割引原資、そして振込手数料が500万円なんですけれども、事務費というのはどうなっているのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田議員から、とくしま応援割の増額についての御質問を頂戴いたしました。

先ほど達田議員からお話しがありましたとおり、今回のとくしま応援割の予算につきましては5,000万円が割引の原資、500万円が振込手数料で、事務手数料については今回予算計上しておりません。

達田議員

そうすると、最初に出ました事業費6,000万円のうち1,000万円が事務費ということで理解してよろしいのでしょうか。これが倍になってもこの1,000万円の範囲内で事務費としていくということなのでしょうか。

そして、その中の300万円が入札手続を行わずにJTBに再委託されていたということが新聞報道でもありましたけれども、人数が倍になりましたので、人数が倍になるということはこの300万円も倍になって再委託をされるということなのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま、達田議員からとくしま応援割の事務費についての御質問を頂戴いたしました。

とくしま応援割の当初の予算におきましては6,000万円とさせていただいたところでございます。その内訳5,000万円が割引原資、500万円が振込手数料、500万円が事務費でございますので、達田議員からの御質問がありました事務費につきましては500万円ということでございます。

そしてもう1点、JTBへの委託の件についても御質問を頂戴しているところでございます。JTBの委託につきましては、現在約300万円の委託で契約しているところでございますけれども、今回の増額に関しましては再委託はございません。

達田議員

再委託はないということなんですけれども、時期が7月31日までということ、非常に短い期間中にやらなければならないということなんですけれども、この範囲で事務手続は全てやれるということで理解してよろしいでしょうか。それが1点です。

それから、この前、なぜ再委託をされているのですかということでお尋ねしますと、再委託の理由については、観光協会の迅速な支援のために応援割の事業開始を短期間で至急受理する必要があったことから、ノウハウを有するJTB徳島支店を選定したということでお答えになりました。そして事業は適正に行われたと認識しているということをおっしゃったのですね。

それで先ほどもお話が出ましたG o T oキャンペーンが8月から始まるということで、とくしま応援割については1万人プラス1万人ということになりますけれども、このG o T oキャンペーンにつきましては4万枚の観光・交通券を発行するということですので、事務量も非常に膨大なものになるのではないかと、素人考えですけれども少なく考えても4倍になるのではないかと思うのです。県が主張するようにノウハウを有する旅行会社を選定して事務を行いますということになりますと、対象となるのはJTBしかないということになるのではないかと思うのです。この点はどのようにされていくのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま、達田議員から2点御質問を頂戴いたしました。

まず、1点目のとくしま応援割の委託に関しまして、短い期間でできるのかとの御質問でございますが、応援割の委託の期間につきましては、応援割を利用した方が申請書と領収書と共に事務局のほうに郵送していただきまして、郵送していただいた書類を確認した上で各利用者の口座へ振込するということになっておりますので、宿泊の期間は6月8日から7月31日までなのですが、申請書の受付期間につきましては8月31日までとさせていただいておりますので、6月3日から8月31日までの期間中、JTBのほうで宿泊施設や利用者からの申請書類の審査をしていただくような形になっております。この期間内にやりきっていただくと考えております。

続いて観光・交通券についての御質問を頂戴しております。観光・交通券についても再委託するのかとの御質問でございます。

観光・交通券につきましては、G o T oキャンペーンと連動したタイアップ事業として実施するものでございまして、こちらの観光・交通券はG o T oキャンペーンを利用して本県に宿泊する利用者の方にこちらの券を提供し、5,000円のお土産であるとかタクシーやレンタカーなどの交通利用であるとか、またレジャー等のアクティビティに使っていただくものでございます。なので、応援割とは少々中身が違った事業になっております。

現在、県の観光協会におきましては、今回の観光・交通券の再委託についてはコールセンター等業務について企画提案を募集しているところでございまして、今後、こういったコールセンター業務について事業を選定する予定でございます。

達田議員

今後募集をしていく、選定をしていくということでお伺いしましたけれども、今、県の観光行政というのは非常に落ち込んでしまって、50パーセントとか30パーセント減とかいう話を言われますけれども、うちは100パーセント減ですということで、非常に厳しい状況を話された旅行代理店もございました。そして自粛期間中は店を閉めてしまっているというようなことで、本当に大変な状況だったと思います。

県下に70社ほどあると言われていた旅行会社でありますけれども、全てが新型コロナウイルス感染症による大打撃を受けているわけですから、そうした旅行会社がまた元気に仕事ができるということで、公平公正に選んでいただいてこの仕事を進めていただきたいと思います。

そして、この観光協会の理事長が、JTBからの出向社員であるということも明らかにされたのですけれども、JTBから給与として出ている。元は県が観光協会に支払ったお金からJTBに振り込まれて、そしてJTBから理事長に給与が出ていると、そういう仕組みになっているそうなのですけれども、なぜ、一般企業の社員である方が観光協会の理事長をされているのかということ非常に疑問に思うわけです。

県民の方からも、これでは理事長が高い見識を持っているからとか、ノウハウを観光行政に生かしてもらいたいといくら言っても、入札無しでJTBが仕事が取れるような仕組みを作るためではないのかという御意見が寄せられているのです。

それで、こういうふうなやり方と言いますか、理事長が民間会社からの出向社員というのでは事業の透明性とか公平性について県民に疑念を持たれるということになってしまいますので、こうした人事は改めて、以前の理事長はJRの方だったらしいのですけれども、お仕事を辞めて理事長になられたということですのでけれども、やはりそういうふうな形をとるのがふさわしいのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

吉田観光政策課長

ただいま、達田議員から観光協会の現理事長についての御質問を頂きました。

他の組織に籍を置く職員が籍をそのままに出向する在籍出向自体は、制度として認められているものでございます。

JTBからの出向職員が理事長職に就いている点については、まずは理事として評議委員会で選任するところから、今後の本県観光振興、特にインバウンドにおいて高い識見と豊富な経験、ノウハウ、人的ネットワークが生きてくるものと判断したところでございます。また、現職であるがゆえに即戦力としての活躍を期待して委員に選任されたところでございます。

その後、手続を経まして理事長に選任、現在に至るものでございますので、委員からの御指摘は当たらないと考えております。

達田議員

そういうことが認められているのだと言いましても、仕事に関わることでありますから、損するか得するかという、こういうことに関わってきますので、県民から見れば非常に不透明なやり方だと言わざるを得ません。私はこういうやり方は改めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、最後なのですけれども、農林漁業への打撃というのは非常に大きいということですし、農林漁業者の総合支援事業でこの間も見ましたように、国のいろんな制度が紹介されています。

特に、持続化給付金などが農林漁業の方も利用していただけるように窓口を設けますよということなのですが、17日に農・林・水の3者の団体と業務委託契約を行いましたと、そしてこれから取り組んでいきますというお返事がございましたけれども、5月の半ばぐらいからこの給付に関しては非常に遅い、申請してもなかなか返事がないというようなことで批判の対象になっておりました。

こういうことから見ますと、県の取組というのがこれより更に輪をかけて遅い、非常に農林漁業の本当に困窮した状況を分かってくれているのかということも、言われるのですけれども、これから非常に急いで仕事をしなければいけないと思うのですけれども、今の取組の状況、今後の農林漁業者への支援、どのように力を入れていくのかお尋ねをしておきたいと思います。

宮本農林水産政策課長

ただいま、達田議員より農林水産部のほうで今議会先議でお認めいただきました、新型コロナ対策農林漁業者総合支援事業の取組状況についての御質問を頂いたところでございます。

この事業につきましては、議員からのお話にもございましたように、高齢な農林漁業者あるいは小規模零細な農林漁業経営者の方々にとっては、現在情報が非常に複雑多岐にわたっておりまして、特にインターネットによる申請など事務手続に係る部分が煩雑であるとの声もある中、なかなか申込みに手間取るということ、必要な支援がなかなか行き届かない恐れがあるところから事業化したものでございます。

さきの経済委員会、あるいは先ほどの御質問の中にも頂戴しましたとおり、17日に農林漁業各関係団体と窓口の設置についての業務委託契約を締結したところでございまして、間もなく各団体におきまして窓口が開設されるとお聞きしているところでございます。

この度の制度の対応が遅いのではないかという趣旨の御質問と理解しております。

先も申し上げましたとおり、この度の、例えば例示していただきました持続化給付金、経済産業省の創設事業でございますが、こちらにつきましても国の主導で各団体等に様々な情報提供等をする中で、農林漁業者も使えるというアナウンスをしていただいたところですが、農林水産部が独自に行いました関係者からの聞き取り調査によって、やはり、なかなか末端まで伝わりきれていないという声が聞こえてきたところでございます。

そのため、この度この事業をスタートして、農林漁業者の方にしっかり周知してまいりたいという趣旨で取り組んでおります。引き続きスピード感をもって進めてまいりたいと思いますので御理解よろしくお願いいたします。

井下委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、地方創生対策特別委員会を閉会いたします。(13時40分)